

「条例、規則」と「規程、要綱、要領」の手続きについて

【要旨】「規程、要綱、要領」は適切に手続きされていたが、「条例、規則」は公布手続きに不備があったことについて、「条例、規則」と「規程、要綱、要領」の手続きの流れ及び「条例、規則」の公布手続きに不備が発生した経緯について説明するもの。

1 「条例、規則」と「規程、要綱、要領」の手続き

- (1) 「条例、規則、規程」は大槌町公告式条例（昭和 30 年大槌町条例第 1 号）（以下、「条例」という）で公布について規定されている。
 また「要綱、要領」については、規定する例規は無いものの、「訓令」又は「告示」として、条例第 2 条第 2 項に規定する大槌町公告板（以下、「公告板」という。）に掲示している。
 公告板に掲示する文書の作成及び掲示するまでの手続きの流れは以下のとおり。

【条例等を公告板に掲示するまでの手続き】

| 議決（決裁）後に公告板に掲示する文書の作成 | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 条例 | 規則 | 規程、要綱、要領 |
| 議長から可決された条例が送付された後、 <u>総務課担当職員において公布文の起案を作成し、決裁後、条例番号を付番し、町長が署名する。</u> 【決裁ルート】 総務班担当者→総務班→総務課長→副町長→町長 | 制定について、担当課で起案し、総務課の合議の上、決裁後に <u>総務課担当職員において公布文を作成及び規則番号を付番し町長が署名する。</u> 【決裁ルート】 担当者→担当班→担当課長→総務班→総務課長→副町長→町長 | <u>決裁後に担当課において公告板に掲示する文書を作成し、町長印を押印したものを、総務課に提出する。</u> 【決裁ルート】 同左 |
| ↓ | ↓ | ↓ |
| 公告板への掲示 | | |
| 条例 | 規則 | 規程、要綱、要領 |
| 町長が署名した公布文を総務課担当職員が公告板へ掲示する。 | 同左 | 担当課から提出された、町長印が押印されている文書を総務課担当職員が公告板に掲示する。 |
| ↓ | ↓ | ↓ |
| 例規データの更新 | | |
| 条例 | 規則 | 規程、要綱、要領 |
| 総務課担当職員は、公布した条文のデータを株式会社ぎょうせいに送付し、例規データの更新を依頼する。 | 同左 | 総務課担当職員は公告板に掲示した規程、要綱、要領のデータを株式会社ぎょうせいに送付し、例規データの更新を依頼する。 |
| ※ 例規データの更新については、総務課担当職員が公布手続きの認識していなかったことから、議決日と同日に公布されたものとして更新されている。 | | |

- (2) 条例、規則の公布手続きの不備は、上記における次の手続きに不備があった。
 ア 総務課担当職員における公布文の作成及び町長の署名
 イ 総務課担当職員における公告板への掲示

2 「条例、規則」の公布手続に不備があった経緯

- (1) 上記 1 のとおり「規程、要綱、要領」については公告板に掲示する文書を、担当課において作成し町長印を押印したものを総務課に提出することから、公告板に掲示する文書が適切に作成され、その文書を受領した総務課担当職員も、掲示する認識があり、適切に掲示していた。
 (2) 一方、「条例、規則」については、総務課担当職員が公告板に掲示する公布文を作成し、町長が署名した上で掲示するが、総務課担当職員が公布文の作成及び町長の署名について認識していなかったことから、公布文の作成に係る起案をしなかったため、町長の署名がされず、公布手続きに不備が発生した。